

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当該休日は、
翌日が休日とある場合)

鳥取県規則第六号

寄生虫病予防法施行細則を廃止する規則

寄生虫病予防法施行細則(昭和九年十月鳥取県令第四十四号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

目 次

- ◇規則 寄生虫病予防法施行細則を廃止する規則(健康対策課)
- 告示 字の区域の変更(二件)(市町村振興課)

飼料の試験の結果の概要(畜産課)

土地改良法による換地処分(二件)(農村整備課)

保安林の指定の解除予定(二件)(森林保全課)

土地収用法による事業の認定(管理課)

土地区画整理組合の事業計画の変更の認可(都市計画課)

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(〃)

都市計画事業の認可(〃)

鳥取県告示第百八十四号

地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、智頭町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による米井地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

平成七年三月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

寄生虫病予防法施行細則を廃止する規則をここに公布する。

平成七年三月十日

区域を変更する 字の名称	大字南方字米井 家廻
同上の区域(平成六年十一月一日現在の地番による。)	大字南方字米井家廻のうち四四八の一、四四九から四五一まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域

鳥取県知事 西 尾 邑 次

大字南方字稻葉

大字南方字米井家廻四四八の一、四四九から四五一まで及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字南方字稻葉のうち四五四の一部、四五六の一部、四五八の一部、四五九の一部、四六〇の一部、四六三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに四六四と一体をなす国有地の一部以外の区域

大字南方字渡所四六八の二の一部
大字南方字家之奥一六〇一の二
大字南方字中谷一六〇五の二、一六〇五の三

大字南方字渡所

大字南方字稻葉四五四の一部、四五六の一部、四五八の一部、四五九の一部、四六〇の一部、四六三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに四六四と一体をなす国有地の一部
大字南方字渡所のうち四六八の二の一部以外の区域

大字南方字突出四八〇の六の一部及びこれと一体をなす国有地の一部
大字南方字家之奥一五八九の二

大字南方字突出

大字南方字突出のうち四八〇の六の一部及びこれと一体をなす国有地の一部以外の区域

大字南方字家之奥

大字南方字家之奥のうち一五八九の二、一六〇一の二以外の区域

大字南方字中谷

大字南方字中谷のうち一六〇五の二、一六〇五の三以外の区域

鳥取県告示第百八十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、智頭町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による南方地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

平成七年三月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する
字の名称
同上の区域（平成六年十一月一日現在の地番による。）

大字南方字奈留

大字南方字奈留のうち八〇九の一部及びこれと一体をなす国有地の一部
の一部並びに八〇七の一の一部と一体をなす国有地の一部以外の区域

大字南方字竹ヶ鼻八三〇の四の一部
大字南方字靈水寺八四五の一部、八四六の一の一部

大字南方字竹ヶ鼻

大字南方字奈留八〇九の一部及びこれと一体をなす国有地の一部
大字南方字竹ヶ鼻のうち八二六の一部、八二七の二の一部、八三〇の四の一部、八三九の一の一部、八四〇から八四二までの一部
及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字南方字靈水寺八四四の一部、八四五の一部、八四〇から八四二までの一部
及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字南方字法華堂八七五の一部、八七六の一部、八六八の一部
及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字南方字靈水寺八四四の一部、八四五の一部、八四〇から八四二までの一部
大字南方字法華堂八七五の一部、一〇七六の一部、一〇七七の五の一部及びこれら
と一体をなす国有地の一部

大字南方字靈水寺

大字南方字奈留八〇九の一部及びこれと一体をなす国有地の一部
並びに八〇七の一の一部と一体をなす国有地の一部
大字南方字靈水寺のうち八四四の一部、八四五の一部、八四六の
一部、八六六の一の一部、八六七の一部、八六八の一部及び
これらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字南方字法華堂八七四の二の一部、八七五の一部及びこれら
と一体をなす国有地の一部

大字南方字法華堂

大字南方字竹ヶ鼻八四一の一部、八四二の一部
大字南方字靈水寺八六六の一の一部、八六七の一部及びこれら

大字南方字柳ヶ坪	大字南方字蝶ヶ坪	大字南方字白毛谷口	大字南方字船山前田	大字南方字法華堂八八九の三、八八九の五、八九一の一、八九二及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字南方字竹ヶ鼻八三九の二と一体をなす国有地の一部	大字南方字法華堂八七七の二と一体をなす国有地の一部	大字南方字堂ノ谷口一〇二六と一体をなす国有地の一部	大字南方字法華堂八八九の二の一部、八七五の一部、八七六の二の一部、八七九の一部、八八九の三、八八九の五、八九一の一、八九二及びこれらと一体をなす国有地の一部	大字南方字法華堂のうち八七四の二の一部、八七五の一部、八七六の二の一部、八七九の二の一部、八七九の一部、八八九の三、八八九の五、八九一の一、八九二及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに八七七の二、八八〇、八八一の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字南方字柳ヶ坪のうち一〇四五の一部、一〇四六の一部、一〇四五七の一部、一〇四五八の一部、一〇五五の二、一〇五八、一〇五六の一部、一〇五九の一、一〇五九の二、一〇六〇、一〇六一の一部、一〇六三の二の一部、一〇七五の二、一〇七六の一部、一〇七七の五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部	大字南方字蝶ヶ坪のうち一〇四五の一部、一〇四五六の一部、一〇四五七の一部、一〇四五八の一部、一〇五五の二、一〇五八、一〇五六の一部、一〇五九の一、一〇五九の二、一〇六〇、一〇六一の一部、一〇六三の二の一部、一〇七五の二、一〇七六の一部、一〇七七の五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部	大字南方字堂ノ谷口一〇二六と一体をなす国有地の一部	大字南方字堂ノ谷口一〇二六と一体をなす国有地の一部	大字南方字法華堂のうち八七四の二の一部、八七五の一部、八七六の二の一部、八七九の二の一部、八七九の一部、八八九の三、八八九の五、八九一の一、八九二及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに八七七の二、八八〇、八八一の一と一体をなす国有地の一部並びに八七七の二、八八〇、八八一の一と一体をなす国有地の一部
大字南方字新ヶ坪	大字南方字白木谷	大字南方字堂前田	大字南方字船山前田	大字南方字法華堂八八九の三、八八九の五、八九一の一、八九二及びこれらと一体をなす国有地の一部

大字南方字新ヶ坪	大字南方字蓮華免	大字南方字新ヶ坪
大字南方字蝶ヶ坪一〇四五の一部、一〇五三の一部、一〇五四の一部、一〇五五の一、一〇五五の二、一〇五八、一〇五九の一、一〇五九の二、一〇六〇、一〇六一の一部、一〇六三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一五一、一五一の二と一体をなす国有地の一部	大字南方字蓮華免のうち一一五三の一部、一一五四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一一五一、一一五五の二と一体をなす国有地の一部	大字南方字新ヶ坪のうち一一〇〇の一の一部、一一〇三の一部、一一〇四の一部以外の区域
大字南方字堂ノ谷口	大字南方字福地	大字南方字堂ノ谷口
大字南方字堂ノ谷口一〇二六と一体をなす国有地の一部	大字南方字福地のうち一一六二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部	大字南方字福地一一六二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字南方字白木谷	大字南方字堂ノ谷口	大字南方字堂ノ谷口
大字南方字白木谷のうち一二六八の九以外の区域	大字南方字堂ノ谷口のうち一一六二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域	大字南方字堂ノ谷口のうち一一六二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第五項の規定に基づき、平成七年二月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

鳥取県告示第百八十六号

平成七年三月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

製造事業場の名 称及び所在地	取扱場所	飼料の名称	試験の結果の概要							
			製造 年月	粗たん 白質 (%)	粗脂肪 (%)	粗繊維 (%)	粗灰分 (%)	カルシ ウム (%)	リン (%)	水分 (%)
境港市 株式会社大伸水 産海洋資源科学 工場	境港市昭和町13 -10 株式会社大伸水産 海洋資源科学工場	大伸水産フィッシュミー ル	平成 7年 2月	70.9	16.4	4.5				
境港市 鳥取缶詰株式会 社第一工場	境港市昭和町12 -22 鳥取缶詰株式会社 第一工場	65%フィッシュミー ル	平成 6年 12月	72.7	12.6	5.3				
境港市 北陽油脂株式会 社	境港市渡町119 北陽油脂株式会社	肉骨粉	平成 7年 2月	54.2	28.1	2.7				
岡山県倉敷市 西日本くみあい	米子市尾高136 9	④くみあい標準配合飼 料モーレット	平成 7年 1月	21.1	5.0	3.8	5.6	0.93	0.59	12.7
飼料株式会社水 鳥工場	鳥取県農業協同組 合連合会畜産部因 伯大高倉庫	④くみあい配合飼料子 牛育成用ニュープリ ドペレット	平成 7年 2月	17.5	3.3	5.5	6.2	0.97	0.65	12.6
		くみあい養豚用配合飼 料エボリューア	平成 7年 1月	18.7	5.6	2.3	4.6	0.75	0.64	11.8
		くみあい混合飼料二種 混合飼料中目	"	9.1	3.8	1.9	1.5	0.09	0.30	13.8

岡山県玉野市
加藤製油株式会
社岡山工場

脱脂大豆									
		"	44.0	0.7	6.0	5.9	0.34	0.65	11.6
55.0%魚粉		"	61.5		15.4			7.6	

鳥取縣告示第百八十七號

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、智頭町が行う土地改良事業に係る米井地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

注1. 飼料の名称の欄中〔▲〕は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項に基づく規格適合表示飼料であることを示す。
2. 試験の結果の欄は、個別試験項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があった場合は、備考の欄に該当成分の過不足量を示す。

鳥取縣告示第百八十九号

次のように保育林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成七年三月十日

鳥取縣知事 西尾邑次

鳥取県告示第百八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第一百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、智頭町が行う土地改良事業に係る南方地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条の規定により告示する。

平成七年三月十日

鳥取縣知事 西尾邑次

3 解除の理由

水源のかん養

排水路用地とするため

河川管理施設用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び赤崎町役場に備え置いて縦覧に供する。)

水源のかん養

解除の理由

指定理由の消滅

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び赤崎町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百九十九号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成七年三月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百九十九号

解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡赤崎町大字大父字美濃海九九七の一（次の図に示す部分に限る。）

保安林として指定された目的

水源のかん養

解除の理由

ダム用地とするため

鳥取県告示第百九十九号

次のように保安林の所在場所

東伯郡赤崎町大字大父字美濃海九九七の一（次の図に示す部分に限る。）

保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

河川管理施設用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び赤崎町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百九十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成七年三月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一起業者の名称

岩美町

二 事業の種類

岩美町役場改築事業

三 起業地

1. 収用の部分 岩美郡岩美町大字浦富字上株及び字上内池田地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

岩美郡岩美町大字浦富六七五一

岩美町役場

鳥取県告示第百九十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定に基づき、米子市觀音寺土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成7年3月10日 金曜日

鳥取県公報 第6655号
 平成7年3月10日 金曜日

一 事業施行期間
 平成六年一月十四日から平成十六年三月三十一日まで

二 施行地区
 米子市観音寺字才ノ後、字三反田、字トイノロ下及び字久下の各全部並びに同市観音寺字岩崎、字五反田、字修理田、字外河原、字外河原下、字竹ノ下、字トイノロ、字樋ノ口及び字免ヶ坪の各一部並びに同市車尾字土井及び字吉川の各全部並びに同市車尾字上河原、字内河原、字油免、字スゲサ、字高黒、字野正、字野正西及び字柳堀の各一部

三 事務所の所在地
 米子市観音寺四一九一六

四 設立認可の年月日
 平成六年一月十日

五 事業年度
 四月一日から翌年三月三十一日まで

六 告示の方法
 事務所及び施行地区周辺の掲示場に掲示して行う。

七 變更認可の年月日
 平成七年三月七日

鳥取県告示第百九十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第二十一条第一項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から送付を受けた次の都市計画の変更に係る図書の写しは、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町一丁目二二〇）において公衆の縦覧に供する。

平成七年三月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成七年三月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画地区計画 北園・覚寺地区地区計画、浜坂地区地区計画及び津ノ井地

区地区計画

二 都市計画を定める土地の区域

1 北園・覚寺地区地区計画

追加する部分

鳥取市覚寺字堤下式、字堤下三、字西尾田、字拾上、字流田、字上丁町、字下丁町及び字目当、円護寺字中河原、字浜田、字北谷口及び字北谷山、北園一丁目並びに北園二丁目

2 浜坂地区地区計画

追加する部分

鳥取市浜坂七丁目

3 津ノ井地区地区計画

追加する部分

鳥取市津ノ井字下砂田、字柳ノ丁、字柄添、字五反田及び字船田並びに杉崎字長旨及び字下永旨

鳥取県告示第百九十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次とおり告示する。

平成七年三月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称
鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画道路事業 三・三・一二号西円通寺裁判所線

三 事業施行期間

平成七年三月十日から平成十二年三月三十日まで

四 事業地

1 収用の部分 鳥取市瓦町及び元町地内
2 使用の部分 なし